

**【随時】令和 6 年度 由布市競争入札参加資格審査申請要領**  
**（建設コンサルタント等）**

**1 資格審査を申請できる者及び業種**

次の各号の要件を全て満たす者及び業種であること。

- （１）令和 6 年 5 月 1 5 日において、営業に必要な登録（測量にあっては測量法第 5 5 条の規定による登録、建築にあっては建築士法第 2 3 条の規定による建築士事務所登録）を受けている者又は営業を開始している者（測量及び建築以外の業種に係るものに限る。）とする。ただし、建築の専門部門のみを希望する場合は、建築士事務所登録を受けていなくても資格審査の申請をすることができるものとする。
- （２）令和 6 年度競争入札参加資格審査を大分県知事に申請し、受付けされた者又は申請する者及びその業種
- （３）**大分県内に主たる営業所（本店）を有する者**

**2 申請書の提出先等**

- （１）場 所 〒 8 7 9 - 5 4 9 8 大分県由布市庄内町柿原 3 0 2 番地

由布市役所 財政課契約検査室（本館 2 階）

0 9 7 - 5 8 2 - 1 1 1 1 （代表）内線 1 2 5 3

(2) 期 間 **令和 6 年 5 月 1 5 日（水）から令和 6 年 5 月 2 8 日（火）まで**

の土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分か

ら午後 5 時まで

### 3 提出書類・提出部数

「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」に掲げる書類を各 1 部提出すること。

### 4 提出方法

(1) 持参、郵送又は宅配便

(2) 提出書類は、A 4（縦）とし左側を 2 ヶ所穴空けすること。

(3) 提出書類は「競争入札参加資格審査申請書類一覧表」の番号順に整理しクリップ留を  
すること。（表紙、綴紐、ファイル等不要）

(4) 郵送又は宅配便により提出する場合は、受付票送付用の返信用封筒（宛名明記・8  
4 円切手貼付）を同封すること。

(5) 郵送又は宅配便により提出する場合は、**令和 6 年 5 月 2 8 日（火）必着**。封筒に「  
競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書すること。

## 5 資格の認定

- (1) 競争入札参加資格の認定は、大分県知事の認定した資格によるものとする。
- (2) 入札参加資格を有する者と認定したときは、入札参加有資格者名簿に登録するとともにその旨を公表する。

## 6 認定時期

令和 6 年 6 月 1 日 予定

※入札参加有資格者名簿へ登録、公表し申請者への通知は行わない。

## 7 資格の有効期間

入札参加資格者名簿に登録した日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

- ## 8 競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の認定を行わないことができるものとする。

- (1) 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。

- (2) 大分県知事から認定が行われなかったとき。
- (3) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (4) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

9 競争入札参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 大分県知事から資格の取消しをされたとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当するとき。
- (3) 暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。
- (4) その他競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

#### 10 申請した事項の変更等の届出

申請した事項又は添付書類に変更等が生じたときは、直ちに文書により変更等の届出をすること。